

13 伴南学区体育協會 規約

伴南学区体育協会 規約

現 行

(名称)

第1条 本会は、伴南学区体育協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所を会長宅に置く。

(組織)

第3条 本会は、伴南学区内に居住する全住民を対象とし、推進力のある体育経験者、各町内会及び各街区町内会、一般職域等の理解諸団体のある協力者により組織する。

(目的)

第4条 本会は、伴南学区に居住する人がスポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう、諸条件を整備し、学区内におけるスポーツ活動を振興するとともに、学区住民の健康の保持・増進及び体力の向上を図り、もって、明るい地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 健康・体力づくり事業の実施。
- (2) スポーツ・レクリエーション大会の開催。
- (3) 各競技会への選手の派遣及び援助。
- (4) 各種スポーツ競技の講習、講演、研究調査等の実施。
- (5) 地域スポーツ活動の普及、指導及び育成事業の実施。
- (6) 指導者の養成確保。
- (7) 広報宣伝活動。
- (8) その他、本会が目的達成のために必要と認めた事業。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

理事 30名以上35名以内（うち会長1名、副会長若干名、専務理事若干名
常務理事若干名 理事1若干名内会計1名含む）

監事 2名

(役員等の任務)

第7条 役員等の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 専務理事は、事務局に所属し、本会の事務を処理する。
- (4) 常務理事は、常務理事会を組織し、本会の会務を執行する。
- (5) 理事は、理事会を組織し、本会の会務を執行する。
- (6) 会計は、会計事務を処理する。

(役員を選出)

- 第8条 役員は次のとおり選出する。
- (1) 会長は、総会で選出する。
 - (2) 副会長は、会長が推薦し、総会の承認を受ける。
 - (3) 専務理事及び常務理事は、総会で互選する。
 - (4) 会計は、会長が推薦し、総会の承認を受ける。

(役員任期)

- 第9条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。
ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とし、任期終了後も後任者の就任までの会務を行うものとする。
また、自治会役員については、自治会任期に準ずる。

(顧問)

- 第10条 本会に代表顧問・顧問・相談役を置くことができる。
- (1) 代表顧問・顧問・相談役は、会長が推薦し、理事会の承認を受ける。
 - (2) 代表顧問は、総会及び理事会等に参加し、体協活動に協力する。
 - (3) 顧問・相談役は、本会の重要事項の諮問に応ずる。

(体育委員)

- 第11条 本会に体育委員を置く。
- (1) 体育委員は、自治会から選出する。
 - (2) 体育委員は、本会の目的を達成するため、各種事業に参加し積極的に協力する。
 - (3) 体育委員任期は、第9条の規定を準用する。
 - (4) 理事又は監事に就任した体育委員の補充は、行わないことができる。

(会議)

- 第12条 本会の会議は、総会と常務理事会と理事会とする。

総会は、定期総会と臨時総会とする。

- (1) 定期総会は、毎年1回開催し、次の事項を議決決定する。
 - ア) 予算、決算にかんする事項。
 - イ) 事業報告及び事業計画に関する事項。
 - ウ) 規約の改定に関する事項。
 - エ) 役員改選に関する事項。
 - オ) その他重要事項。
- (2) 臨時総会は、会長が必要に応じて開く。
- (3) 常務理事会は、緊急を要する場合に会長が召集し、決定事項を理事会に報告し、実施する。

(総会)

- 第13条 総会は、役員、体育委員並びに各部の部長をもって構成する。

- (1) 総会は、会長が招集し議長となる。
決議を要する事項については、出席者の過半数をもって議決決定し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

(理事会)

第14条 理事会は、監事を除く役員を持って構成する。

- (1) 会長会は、会長が招集し議長となる。
決議を要する事項については、出席者の過半数をもって、
議決決定し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

(部)

第15条 本会の事業を行うために、次に部を置く。

- (1) 部の設立、廃部並びに部長の推薦は、理事会の承認を受ける。
(2) 部には、部長並びに副部長を置く。
ア) ソフトボール部
イ) ソフトバレーボール部休部
ウ) グラウンドゴルフ部
エ) 卓球部
オ) ソフトテニス部
カ) バレーボール部
キ) サッカー部

(事務局)

第16条 本会に事務局を置く。

(会計)

第17条 本会の会計は、会費、補助金、寄付金、その他の収入をもって支弁する。

(その他)

第18条 (特別基金)：特別行事を行うため、特別基金として、年間総収入の一割程度を積み立てることができる。

第19条 この規約の施行に関して必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

附則

この規約(会則)は、平成17年4月1日から施行する。
平成18年4月1日から一部改正施行する。
平成19年4月1日から一部改正施行する。
平成20年4月1日から一部改正施行する。
平成21年4月1日から一部改正施行する。
平成22年4月1日から一部改正施行する。
平成25年4月2日から一部改正施行する。

